

議案第 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称等を変更するととも
に、その他所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するも
のです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第21条の5の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第43条」を「第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項及び第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第6備考中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号資料

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)</u></p> <p>第21条の5 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて白井市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、別表第6に掲げる額とする。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第6（第21条の3第2項、第21条の4第2項及び第21条の5第2項関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、<u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</u></p> <p>第21条の5 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条</u> <u>の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員が住所又は居所を離れて白井市の区域内に滞在することを要する場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、別表第6に掲げる額とする。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第6（第21条の3第2項、第21条の4第2項及び第21条の5第2項関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、<u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条</u><u>に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。</u></p> <p>(略)</p>